

品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出

1 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出について

- (1) この届出は、製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合に必要とします。
- (2) 品名、数量又は指定数量の倍数を変更することにより、位置、構造又は設備の変更を要する場合は、原則この届出ではなく、変更許可が必要となります。

ア 変更許可を要する場合の例

保有空地が 3m から 5m (5m から 3m) に変更されるもの
消火設備の種類、数量又は適応性に変更が必要となるもの
防爆構造の電気設備に変更する必要があるもの
避雷設備の設置が必要となるもの
危険物の種類、数量の限定を条件として、危政令第 23 条の特例適用を受けているもので、その条件と異なる変更をしようとするもの (変更許可の可否は、審査の結果により決定)

なお、品名、数量又は指定数量の倍数を変更することにより、位置、構造又は設備の基準の適用が変わる場合は、原則として変更許可を要しますが、次に掲げる場合で、位置、構造又は設備の変更を行わないときは、この届出によることができます。

- (ア) 品名、数量又は指定数量の倍数の変更により基準が緩和されるが、従前の許可基準のとおり状態で維持する場合
- (イ) 従前の許可時において、品名、数量又は指定数量の倍数変更後の基準に適合するように設置する旨を申請書に明記しているもので、かつ、許可基準のとおり維持されている場合

イ 位置、構造又は設備の基準の適用が変わるが、この届出による場合の例

取扱数量の減少に伴い保有空地の基準が 5m 以上から 3m 以上となる場合で、従前のとおり保有空地を 5m としておくもの
灯油で許可を受けていた移動タンク貯蔵所にガソリンを貯蔵する場合で、必要な静電気対策が当初から講じられているもの

ウ 例外的にこの届出と軽微な変更届を併せて提出する場合の例

複数のラインを持つ工場において、危険物を取り扱う設備の一つを撤去する場合
給油取扱所において、複数の専用タンクのうち 1 本を砂埋めする場合

- (3) 危険物の「品名」とは、法別表第 1 に掲げる危険物の「品名」をいい、化学名又はその他の一般的名称をいうものではありません。したがって、「灯油」を「軽油」に変更する場合等、数量を変えずに同じ品名間で変更する場合は、規定上この届出の提出は必要ありません。

なお、規定上の届出要件に該当しないときでも、消防署が実態を把握するために必要と場合がありますので、同じ品名間で変更する場合は、製造所等の設置場所を管轄する消防署予防課に相談してください。

- (4) 危険物の「数量」とは、届出に係る製造所等における貯蔵又は取扱いの1日における最大数量をいうものであって、日ごとに貯蔵し、又は取り扱う危険物の実際の数量をいうものではありません。
- (5) 届出は、品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする日の10日前までに提出してください。
- (6) 変更許可を要しない品名、数量又は指定数量の倍数の変更に伴い、危険物保安監督者の選任、予防規程の制定又は変更等が必要になることがありますので、留意してください。
- (7) 新たな危険物を貯蔵又は取り扱うときは、ガソリン、灯油等のように法別表第1備考において定義され、明らかであるもの等を除き、確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書等を添付してください。

2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書の記入例

品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書は、次に示す記入例に留意し、記入してください。

様式第 16 (第 7 条の 3 関係)

① ~~製造所~~

危険物~~貯蔵所~~品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
取扱所

京都市長 殿		元号〇〇年〇〇月〇〇日	
届出者		住所 ② 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 (電話 000-0000)	
氏名		株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
③ 設置者	住所	京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 電話 000-0000	
	氏名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所		④ 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇	
設置の許可年月日及び許可番号		⑤ 元号〇〇年〇月〇〇日京都市指令〇〇〇第〇〇〇号	
製造所等の別		⑥ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	変更前	⑦ 別紙のとおり	指定数量の倍数 5倍
	変更後	別紙のとおり	8倍
変更予定期日		⑧ 元号〇〇年 〇月〇〇日	
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
 - 品名(指定数量)の記載は、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載してください。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を二重取消線で抹消するか、又は、該当する施設を○で囲むように記入してください。

② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は危事務規程第17条において規定する危険物製造所等管理者選任・解任届出書により、選任されている管理者の住所及び氏名としてください。

なお、届出者が設置者又は管理者（届出に関する権限を有する場合に限り）と異なる場合は、委任状等を添付してください。

③ 許可申請書に記載されている設置者と同一の方としてください。

④ 許可申請書に記載されている設置場所と同一の場所としてください。

⑤ 設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。

⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。

貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内」、「給油」等と記入してください（「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入することもできます。）。

⑦ 変更前後の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を記載してください。

多数の品名にわたるときで同欄に記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙で詳細を記載し、添付してください。

新たな危険物を貯蔵又は取り扱うときは、ガソリン、灯油等のように法別表第1備考において定義され、明らかであるもの等を除き、確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書等を添付してください。

⑧ 原則届出日の10日以上後の日付としてください。